

# 第 225 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 225 回入札監理小委員会  
議事次第

日 時：平成 24 年 7 月 30 日（月）14:46～17:26  
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 政府認証基盤の運用・保守業務（総務省）
- 基幹業務用シンクライアントシステム等の運用支援業務（日本原子力研究開発機構）
- 原子力計算科学プログラム作成等業務（日本原子力研究開発機構）
- 原子力コードの高速化・計算機性能評価業務（日本原子力研究開発機構）

2. 入札結果報告のヒアリング

- 道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等（国土交通省）
- 港湾、空港における発注者支援業務（国土交通省）

<出席者>

（委 員）

小林副主査、尾花委員、逢見専門委員、宮崎専門委員、大山専門委員

（総務省）

行政管理局 行政情報システム企画課 情報システム管理室 澤田室長、飯塚係長

（日本原子力研究開発機構）

契約部 契約調整課 栢課長

契約第二課 江尻課長

東海研究開発センター 管理部 調達課 大場主幹

システム計算科学センター

OAシステム室 井出室長、松田担当

情報システム管理室 久米室長、清水室長代理、坂本担当

(国土交通省)

大臣官房 技術調査課 建設システム管理企画室 勢田室長  
牧角課長補佐

水管理・国土保全局 河川環境課 流水管理室 瀧上課長補佐

道路局 国道・防災課 道路保全企画室 寺沢課長補佐

土地・建設産業局 地価調査課 公共用地室 森田室長  
遠藤用地企画官  
武田用地調整官

港湾局 技術企画課 大脇課長  
建設企画室 奥田室長  
北出品質確保企画官

(事務局)

栗田参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第225回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、総務省の「政府認証基盤の運用・保守業務」と、日本原子力研究開発機構の「基幹業務用シンクライアントシステム等の運用支援業務」「原子力計算科学プログラム作成等業務」「原子力コードの高速化・計算機性能評価業務」の実施要項（案）の審議、更に、国土交通省の「道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等」と「港湾、空港における発注者支援業務」の入札結果報告のヒアリングを行います。

最初に、総務省の「政府認証基盤の運用・保守業務」の実施要項（案）の審議から始めたいと思います。

本日は、総務省行政管理局行政情報システム企画課情報システム管理室澤田室長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。御説明は15分ほどお願いいたします。

○澤田室長 総務省行政管理局の澤田でございます。いつもお世話になっております。ありがとうございます。

それでは、お手元の「政府認証基盤の運用・保守業務」の民間競争入札実施要項（案）の説明をさせていただきます。

まず、ページをおめくりいただきまして、2ページでございます。政府認証基盤の業務については、中身的にやや難しいものでございますので、過去の経緯も含めて説明をさしあげたいと思います。もともと政府認証基盤自体は、平成11年当時、「ミレニアム・プロジェクト」ということで国民等と行政、今はインターネットで一般的にいろいろやりとりしておりますけれども、当時はそういう時代でございまして、その中で基盤として整備することについて、平成12年度の予算からお認めいただいて構築しているものでございまして、平成13年4月に運用を開始しております。これについては、当時、オンライン申請の関係で、各省庁、申請をオンラインしていこうという流れを受けて、実際には14年度ぐらいから本格化しますので、その前から基盤については整備をするということで運用を開始したものでございます。

その後、そうは申しましても、電子政府の関係については厳しいいろいろな状況もありまして、最適化という動きが出てきました。それを受けて、そもそもは府省の認証局を各省ばらばらにつくっておりました。それについて、一つの認証局にするということで、政府の認証局を一元化しまして。それについても総務省行政管理局で運用をさせていただいております。

本日御審議いただくのは、その中で言う「政府認証基盤の運用・保守」でございます。最適化の結果として、約10億円ぐらい運用経費の削減をさせていただきました。

それでは、次に3ページの下図は、概要ということで載っております。これを見ながら説明をさせていただきます。

認証局自体は、各省あるいは国民のいろいろなリアルで言えば印鑑を電子的に処理をしていくという仕組みでございます。よくあるのが①の電子印鑑、電子証明書ですが、一番

わかりやすく言いますと、皆様方お持ちの印鑑と印鑑証明書と言えると思っております。住基カードを私も持っておりますが、こういう住民基本台帳カードを市区町村の窓口に行かれまして、私の秘密鍵がこの中に入っております、それと併せて、電子証明書も入っております。それを電子的にパソコンで操作し、電子申請をしていくという仕組みがこの全体図でございまして。1番、2番を整理して送りましたら、行政官が送信された申請等に対して、この真正性を確保するというので、これも同じ総務省ですが、自治行政局が中心になって、各都道府県に公的個人認証局を置いていまして、そこで実際の真正性を確認しているところがございます。それまでは、普通で言えば、ばらばらとシステムで検証に行くものですが、そこも総務省で一元的に検証するというので、ブリッジ認証局にそういう機能を持たせて整備をしているものがございます。逆に、役所から電子公印を置くのについては、この図の右側でございますけれども、政府共用認証局で発行しているということで整理をされております。国民と行政機関が双方の申請を、改ざんもなく、名宛人もしっかりしていることを前提にしてオンライン申請ができていたというのが、この政府認証基盤（GPKI）の概要でございます。詳しくは、図2-1を御参照いただければと存じます。

4ページから、利用者の中身が入っております。官職証明書の利用者、検証者に分かれておりまして。現在、一応官職証明書約2万枚、国民の方々が実際に検証する件数が170万、府省が実際に証明書を検証するのが100万でございます。若干差がありまして、何かとお思いの方もいらっしゃると思いますけれども、実は、国民が官職証明書を検証する場合は、リポジトリといいまして、だれも見に来られる。そうすると、民間の会社の方がインターネットですから、いつでも見に来られるという環境ですから、そういう意味で見に来られている方もいらっしゃるのかもしれませんが。相互認証している認証局は17です。相互認証というのは、図2-1にございますが、従来であれば、認証局は、AとBそれぞれがお互いに認証すればいいのですけれども、それがNとNになりますので、そういうのは非常にややこしくなりますので、我々のところでブリッジということで、1つの認証局がはすかいになってシステムをつくって、公的個人認証局あるいは民間認証局と役所の認証局、それぞれをブリッジ認証局でかすがいにして整理をしている。これによって公的個人認証局と各省庁がいちいち相互に認証しなくてもいいという仕組みをとっているものがございます。具体的なサービスは、4ページの下の方の相互認証から始まって、先ほど申し上げた検証サービス、あるいは、発行指示、証明書の発行とか出ておりまして、具体的にはご覧いただければと存じます。

今回の実際の具体的な運用・保守業務の内容を5ページのウに載せさせていただいておりますけれども、これまでの経緯から言って、今までの要員数等について、これまでの経緯を含めて整理をしたものがございます。ただ、1点だけここでお話をさせていただきたいのは、要員の能力の関係で、従来、少し厳しめの条件をつけておりました。例えば認証局で運用するのは、行政機関の認証局を運用した人だけに限るとかそういうことをつけて

おりましたが、今は、民間の認証局の運用の方も許しております、緩和をしております。それから、もう一つ、これもちょっと厳しい話だったのかもしれませんが、従来は、政府認証基盤で使っている機器を習熟していることを求めているといたしますか、望ましいということで整理をしておりましたけれども、一般的な情報処理技術資格の取得でかえられるのではないかとということで緩和をしております。一般的なITサービスマネージャーとか、情報セキュリティスペシャリストとか、そういう資格を持っておられれば、それは加点の対象にしますという整理をさせていただいております。

それから、7ページ以下、個別の具体的な業務を記載させていただいております。従来の実施業務の状況は26ページ以下、スケジュール的なものは28ページ、具体的な業務の流れは34ページ以下に入っております、これも今回官民競争の枠組の中で新たに、従来、こういうふうなスケジュールも業務の流れも含めて余り書いておらなかった。調達仕様書自体を書くときに、今までこういうことを書く経験といたしますか、ルールといたしますか、それも余りなかったものですから、今回は業務の内容については詳しく書かせていただいております。

それから、調達仕様書も、別添ですけれども、8ページ以下に詳しく記載をさせていただいております、これも従来調達仕様書にはございませんでした。先生方の中にはシステムに詳しい方もいらっしゃると思いますが、業務の内容までは余り詳しく書かずに、システムの内容だけ書いているのが、一般的な調達仕様書の中身でございましたが、今回は、できる限りのところを書かせていただいたところで、事務局からこれは御指導をいただいたところでございます。

それから、11ページで、今回のペナルティについては、これも従来からSLAの締結については政府全体として進めておまして、サービスレベルアグリーメント(SLA)については、各省庁それぞれLANにしてもいろいろなものについて整理をしておられるように聞いております。今回のSLAについても、従来から整理をしておりますが、一応99.99だということで、少し厳しい条件にしております。その関係で、最終月の1回減額する。全体の年間の99.99での整理をさせていただいております。余り過度になっても問題ということで、そこはバランスをとらせていただいております。

残りは総合評価の関係ですので、省略をさせていただきます。

13ページに入札参加資格がございます。(1)のエは特徴的なことでございまして、ここで御説明させていただきたいと思いますが、従来、ここはAとBということで、通常、こういうシステムの大きいものはAが指定ですが、一般的な各省庁の取り決めで1つランクを下までということでBが一般的ですが、我々、総務省の中でのいろいろな政務での御審議も含めてもう1ランク下げてCまでで、なるべく緩和するという観点で引下げをしております。

次のページのスケジュールは、従来、落札者の決定から業務開始まで短くて10日ぐらいしか取っておりませんでした、ここは一月を取って、一応3月に間に合うように1月の

終わりには契約を締結していくということで今のところ整理をさせていただいております。

雑駁な説明で恐縮ですが、実施要項、これまでの取組と、今回特に御指導をいただいて直したところを中心に説明をさせていただきました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御意見・御質問をお願いいたします。

○逢見専門委員 本事業が市場化テストに選定された経緯の中で、1者応札が続いている。過去3年見てもずっと1者応札、その前は随意契約だったのですが、そのうち、落札者が政府系公益法人であることが選定された経緯としてあるわけですが、これまでの経緯の中で、どうして1者応札、公益法人がずっと受注を続けてきたのかについて御説明をいただきたいと思います。

○澤田室長 もともと平成11年の当時、こういうプロジェクトを動かそうという際に、当時、こういう認証の技術については、日本の場合はほぼ無に等しい状況。研究者の中では当然一般的なことといえますか、暗号技術自体とかはあるのですけれども、実際の実装レベルでいくと、そういう環境はまずなかったと記憶しています。そういうこともありまして、例えば民間の会社1社だけを取り上げて、そこ何かやるのは余りにもどうかという議論もありまして、当時、各省庁ともいろいろ相談をして、担当の公益法人に一応コーディネイト役をお願いして、各ベンダーさん、これは各省庁とも相談したのですけれども、大手の数社を一応コーディネイトして、いろいろな細かい仕様を一生懸命詰めていったと、そういう経緯が1つございます。

その後、実際に機械とか構築などをどうしていくのかという議論がございました、そのときに競争入札でやるべきであるという話があって、実質的にも、官報にも載せて競争をして、今の實際上協力をしていただいている会社の方々とシステム研究所が一緒になって運用をしてきたという経緯がございます。

しばらくの間は随意契約でやってきました。ところが、随意契約はおかしいということがありまして、やはり競争していくべきだということで、仕様書を我々がつくって、公表して、意見も求めてやりました。やりましたが、我々としてはいろいろなところに声をかけますけれども、結果として、今のような状況になっているというのが3年ほど続きました。その後、今度は逆に、そういうのは逆に言うと額が高どまりになるのではないかという議論が出てきて、実質的な競争はするのですが、額を調整できる随意契約ということで、公募の随意契約に変えてきたという経緯がございました。

今回、事務局から公益法人の1者応札が続いているとか、そういう状況について、先ほど少し申し上げましたが、業務のところをもう少し詳しく仕様書を書くとか、そういう公平性を更に一層担保するという観点から、我々政務とも御相談をして、今回、この枠組に入れさせていただいたところ。仕様書も含めて、従来は不親切とまでは我々は思いま

せんが、意見招請はちゃんとしておりますので、各ベンダーさんから意見をもらってやらせてもらっていますけれども、今回、事務局からの御指摘もいただいて、業務の内容、スケジュール、そういうものをかなり取り入れて、更に門戸を広げてやっていこうと、そういうスタンスで我々としても一生懸命対応させていただいていると、ちょっと長くなりましたけれども、これがこれまでの経緯でございます。

○逢見専門委員 そうすると、今回、仕様書等も今までよりはかなり詳細に記述していることから見ると、民間業者が参入する障壁は低くなっているという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○澤田室長 少なくとも前回の入札仕様書あるいは今回の実施要項を一般的に事業者が見れば、我々が判断するわけではないですが、かなり詳しくなっているのではないかと。ただ、後、実際、結果論がどうなるかというのは、実際に応札する方々がどういうふうに考えるかということになりますので、ほかのシステムもそうですけれども、そこは今の段階で我々としてはコメントはなかなか難しいかなと思います。繰り返しになりますが、従来のシステム屋さんの仕様書のつくりと比べれば、具体的な業務とかスケジュールとかそういうのは過去余り詳しく書いてないものですから、今回は、従来に比べれば、公平性と競争性は高まっているのではないかと我々は認識しております。あとは、もう一度意見招請をさせていただきますので、その意見も踏まえて、必要なものは修正していくものと考えております。

○逢見専門委員 運用実績で、先ほどの説明だと、政府認証基盤の運用実績を当初は求めていたけれども、ここは少し緩和したと。ただ、性質から言って、民間の認証局も非常に少ないのではないかとと言われていまして。そうすると、運用実績を仮に民間まで広げたとしても、実績を持っているところが少なく、入札参加資格としては、ちょっと門が狭いのではないかと感じます。

○澤田室長 おっしゃるとおりで、民間認証局が山ほどあれば少し別でしょうけれども、大手ベンダーを中心に、我々で今担当いただいている会社以外にも当然ございますし、民間認証局は増えたり減ったりしていきますので、例えば民間認証局で運用している人は、認証にすごく詳しい方々を求めて実際運用している人たちも多いですから、仮にその認証局で人が少し余ったり増えたりする場合は、当然こちらの方ということも出てくる可能性はあると思います。ただ、門戸があんまり広くないことについては、一般のウェブ系とかデータベースとかという話より狭いのは御指摘のとおりだと私も思います。ただ、この会社1者で、競争しないというわけにもいかない。そこのバランスで、我々としてはなるべく門戸は広げつつと思っていますが、認証局ですから、単にウェブ系のシステムをやったことだけというのもつらいかと思っています。ただ、そこも実際には意見招請等で、今までそういう御意見は受けたことがないものですから、当然、認証局ですから、そういう人たちは必要だということで一般の方々は思っておられると我々は認識しております。



○逢見専門委員 そこはパブコメなどでいろいろな意見を聴いてみて考えてください。

○澤田室長 よくお聴きしたいと思っております。ありがとうございます。

○大山専門委員 今の話にも関係するのですが、認証の業務がこういう話だと、どうしてもある程度の専門性が必要かなとは思いますが。それを踏まえた上での質問ですけれども、発注側として、今の点についての入札をしてくれる業者を増やす努力といたしますか、そこについてどう考えているかということが1点。

それから、多分、これは民間の認証局をやっている人にとっても、政府の認証基盤となると、また、ちょっと違いがあるかどうかについては十分な知識がないと予測されるわけで、その意味で、例えば運用のマニュアルみたいなものが整備されているか。それを閲覧することが可能になっているのか、その辺について教えてください。

○澤田室長 大山先生の御指摘2点ございまして。まず1点目でございますが、我々としては常日ごろの活動もそうですし、認証局の業務自体は、常日ごろから我々の中だけでなくいろいろなところでお話もしているし、違う業者の方々とも話をしているし、聞かれたら幾らでもお話もしています。

それから、今回御指摘があったようなマニュアルとか運用の詳細なものについても閲覧をできるようにしていますし、今回、そういう意味ではその中に細かいことを書いていたものを外へ出して、なるべくなら一般的にわかりやすいように書いたつもりです。ただ、それを実際は、大山先生がおっしゃったように、実際の運用マニュアルみたいなものがございますので、それを見ていただくことにしております、その閲覧も可能にしております。

もっと言いますと、前は閲覧の時間も制限していましたが、そこもなるべく緩めようということで、時間もなるべく長くというようなことでいろいろ工夫はさせてもらっています。

○大山専門委員 そうだとすると、あとはパブコメの状況を見てみるということですね。

○小林副主査 今に関連して、この市場化テストの枠組の中でやるわけですから、いろいろな環境といたしますか、この条件については、競争性がなかなか働きにくいという要素もあると思うのですが、競争性が働くようになるべく努力をしていただきたいと思いますので、例えば民間の認証しているところ等に対する情報発信とかも積極的にやっていただきたいと思います。

○澤田室長 実を言いますと、民間認証局が十幾つあって、ほとんどはうちと相互認証をしております。相互認証しているということは、お互いの技術レベルを一定程度は担保、お互いが認識しております。それから、私自身は直接接触をしている立場ではないですが、担当者は常日ごろから連絡は取り合っており、例えば相互認証をしていると、当然、鍵の更新とか、常日ごろの運用でいろいろなことで出ていますので、今回御審議いただいた話については、当然公表もされますでしょうから、パブコメを含めて我々は積極的に「こういうのがありますよ」というお話も含めてさせていただこうと思っておりますの

で、そこは主査の御指導をいただきながらと思っております。

○小林副主査 私の方からちょっと細かいところですけども、情報開示の26～27ページ辺りですけども、26ページの経費の一番下に、5,294万円予算を削減しているというのがあって、27ページの表の下の（注）に、運用業務を見直しして、人数についての見直ししたけれども、事業者が前年度同様の人数の提案であったため、要員数は変わってないというような御説明があります。もうちょっと親切に書けないかなという感じなのです。5,000万減額したけれども、張りついた人たちは結局前と同じ人数が張りついているので、これは一般企業から見ると、人件費的に考えると、そのコストに全然変動がないのが当たり前のように見えるので、もうちょっと御説明というか、していただけると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○澤田室長 ちょっと事務局とも相談をさせていただいて、書ける範囲でなるべく詳しく書かせてもらいます。ただ、趣旨としては、もともと我々としては、お金を減らしますので、当然のことながら、人数は減らしていただいて結構ですという仕様書になっているつもりですが、実際の提案が大きな人数で来ているのが実態でございますので、お金的に二十何人分を整理しようというつもりではございませんが、その分を、今、主査がおっしゃったような話も、誤解を生じるようなことはまずいと思いますので、そこはちょっと工夫をさせていただきたいと思います。ちょっと事務局とも相談をさせていただきたいと思います。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

それでは、時間になりましたので、「政府認識基盤の運用・保守業務」の実施要項（案）についての審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、確認すべき事項はありますか。

○事務局 今、言及のありました情報開示については、総務省の担当と調整をして書き直した文章を、改めて先生方にお見せして、御承認いただいてからパブリックコメントに移りたいと思います。

○小林副主査 では、その点は事務局とのやりとりをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本実施要項（案）については、その確認をした後でパブリックコメントにかけて、次回の審議で議了するような方向で調整を進めたいと思ひますので、総務省におかれましては、本日の審議、今後実施していただく予定のパブリックコメントの結果を踏まえて、引き続き御検討いただくようお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○澤田室長 よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

（総務省退室、日本原子力研究開発機構入室）

○小林副主査 それでは、次に日本原子力研究開発機構の「基幹業務用シンクライアントシステム等の運用支援業務」の実施要項（案）の審議を始めたいと思ひます。

本日は、日本原子力研究開発機構契約部契約調整課栢課長に御出席いただいております

ので、実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。御説明は15分程度でお願いいたします。

○栢課長 日本原子力研究開発機構契約部契約調整課の栢と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、当機構、東海研究開発センターでの契約案件、基幹業務用シンククライアントシステム等の運用支援業務、これを始めとして3つの案件について、委員の先生方に御審議をいただく運びとなりました。お手数をおかけいたします。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

当機構といたしましては、これまでも、契約の透明性・競争性・公平性をより確保する、これを主眼に種々の方策を実施してまいったわけですが、今般、こうした市場化テストのプログラムに則った形での入札を導入させていただくのは初めてとなります。その意味からも、本日、委員の先生方に御指導を賜り、これを反映した形で、この3件当該契約案件を実施できるよう真摯に取り組んでまいる所存でございます。

それと、当機構も初めてということで非常に不慣れな面から、本日に至るまで内閣府事務局である橋爪参事官補佐殿、また、吉田参事官補佐殿に種々の御指導をいただきました。この場を借りてお礼を申し上げますとともに、今後とも引き続き御指導のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速ですが、シンククライアントシステム等の運用支援業務の案件からそれぞれ御説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○井出室長 それでは、担当室でありますOAシステム室長の井出ですけれども、私から概略説明させていただきます。お時間も限られておりますので、お手元の資料ちょっと前後するかもしれませんが、かいつまんで説明させていただきます。

まず最初に、資料の19ページの別紙1。そもそも原子力研究開発機構におけるシンククライアントシステムの概要と導入の経緯から説明を開始させていただきます。

もともと原子力研究開発機構では、職員数で約4,000人ぐらい、それ以外に外部から来ている人とか、アルバイトとか、そういった人がおりますし、1人でパソコンを複数台持っている人もいますので、パソコンの台数でいくと、大体9,000台ぐらいのパソコンを運用しております。これは、研究職、技術職、事務職と全部合計した数字ですけれども、この中の特に事務管理システム職員約500名ですが、これにもともと、OA室としてかつて通常のパソコンを配布することを行っておりました。なぜかという、研究者とか技術者はそれぞれ研究あるいは技術的な理由があつて、こういったスペックのパソコンがいいとか、こういうソフトが必要であると、いろいろあるのですけれども、事務管理システムにおいては、大体使うパソコンの能力、スペック、使うソフトウェア、ほぼ統一されておりますので、一元的に配布した方がいろいろ管理上の問題が少ないだろうということでやっておりました。これはこれまでもずっとリースでやってきたのですけれども、4年ほど前にリースを切り換えるときに、通常のパソコンをただリプレースするのではなく、シンククライアントシステ

ムが当時ちょうど出てまいりまして、これが非常にメリットが大きいのではないかといろいろ検討した結果思いまして、これに切り換えました。このシンククライアントシステムは、通常のパソコンと違って、サーバーの方で全部処理を行い、一人ひとりの端末は単なる通信機能しか持っていないということなので、セキュリティ上非常に安全であるとか、いろいろメリットがある。出張者とか、兼務などで複数の場所にデスクを持っている人でも、常に自分の同じ環境を使えるということで、非常にメリットが大きいのですが、当然、メリットもあれば、デメリットもありまして、シンククライアントシステムはお金が若干よけいにかかる、割高であるということもございます。いずれにしてもそういうものを導入いたしましたので、4年前から、シンククライアントシステムのサーバーを運用管理・保守の要員を外注で手当しようと思いまして、このためにシンククライアントシステムの運用支援というか、こういうものを業務請負という形で外注を開始いたしました。

また、シンククライアントシステムとは全然別の話ですけれども、そもそも原子力機構ではパソコンを約9,000台ぐらい運用していることもありまして、この人たちに対する一般的なヘルプデスク、よろず相談承りは昔から実施しておりまして、こちらは、昔はずっと職員で実施しておりました。これは、電話とメールによりいろいろな質問を受け付けて、それに回答するという形をとっております。これははずっと職員で来たのですけれども、去年からその職員がとても手が回らなくなりまして、これを外注にしようということで、実はこれもヘルプデスクの外注という契約を結んでおります。

今度、シンククライアントシステムがちょうど今年度で4年間のハードのリースが終わりました。来年度にこれをリプレースするという運びになったのですが、このシンククライアントシステムのリプレースに当たって、昨今の予算の削減というか、懐事情が苦しくなりました。500台全部をリースで更新するのは非常に厳しい状況になってしまいました。一方、シンククライアントシステムを4年間運用は我々としては初めてだったのですが、運用してみてわかったことは、シンククライアントシステムは勿論メリットもあればデメリットもある。そのメリットを本当にメリットとして使っている人はどのぐらいいるかということ、内部でアンケートをとったりとかしたのですが、その結果、シンククライアントシステムを本当にうまく使ってくれている人は事務管理部門としては案外少なく、2割ぐらいではないかということだったので、今回のリプレースには、シンククライアントシステムは少し台数を減らして、もとのパソコンに戻そうかということになりまして、これはハードの話です。シンククライアントシステムの規模としては減らして、本当にシンククライアントシステムを使う人はシンククライアントシステムを引き続き使っていただく、それ以外の人に対しては、昔やっていたようにパソコンの配布に戻すことにしようということになりました。

こういうことにした結果、シンククライアントシステムの運用・保守業務が、質としては一緒ですが、業務量としては若干減ってくるのではないかと。また、当然、お金も厳しくなってきたので、このシンククライアントシステム運用・保守業務とヘルプデスク、これは片方がハードのお守りをしているのに対して、もう片方は、使い方、ユーザー支援、ソ

フトのお守りをしているというような関係でありますので、この2つを統合して一つの外注というか、そういう契約にしようということをお考えまして、今回、民間競争入札の市場化テストという形にさせていただいたものになった、というのがこの経緯でございます。

実施要項の中身は、最初から申しますと、2.の(2)「本業務の内容」の2ページの①～⑦となっておりますが、①②③がほぼ昔のシンクライアントシステムの運用・保守から来ている部分でございます。④⑤⑥がもともとのヘルプデスクから来ている。こういう形になっております。

それから、「(3)確保されるべき対象業務の質」です。この辺の書き方は、我々のこういう程度の質がほしいという希望ですけれども、例えば②のシステムの可用性。稼働率としては98%以上、それから、セキュリティ上の重大障害とか、あるいは、システム運用上の重大障害、こういったものは起こしてほしくない、0件となっております。それから、利用者の利用満足度調査は、資料にアンケートのサンプルがついておりますが、こういったアンケートをして、100点満点で75点ぐらいのスコアを取ってほしいということが書いております。

「3.実施期間に関する事項」は、これまでは単年度契約で来ておりましたけれども、今般、市場化テストで期間が多少長くなれば、参入する業者に有利ではないかという期待を込めて3年間とさせていただいております。

次に「4.入札参加資格に関する事項」です。「(1)入札参加資格」は、①②③④は、多くの官庁関係の入札参加資格とほぼ横並びの書き方で、特に違うところはないと思います。⑤の「入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと」が、ほかの官庁関係の資格には余り見受けられないものではないかと思いますが、これは機構のやや特殊なものですけれども、一言で言ってしまうと、関連会社との間で不透明な取引がないかということをお指摘されたこともございまして、そういったところを少しクリアにしようということで入れさせていただいたものです。

それから、⑥が法人としてIT全般統制を実施しています。⑦が、情報セキュリティマネジメントシステムの規格の認証を取得している、または、同等の管理体制を有している。これはIT関係の業務を外注請負している会社にあつては非常にポピュラーな書き方なので、こう書いて、特にわかりにくいことは余りないのでないかと我々の感覚では思うのですけれども、一言で言って何かというと、仕事をやっていく上で、「いつだれが何をやったか」がもし事後的に何か問題があったときに、ちゃんとそのフォローをできる体制になっている。つまり、だれが何をやって、その結果こういうことが起きていることを事後的にトレースできるかということをお、IT全般統制とか、あるいは情報セキュリティマネジメントシステムの規格と、こういったことで担保しようとしているわけです。

それから、5番のスケジュールは、決してゆとりのあるスケジュールではございませんが、我々としては、来年度の4月1日から事業開始を期待しております。

それから、入札書類は、この辺は特に定型的なものを書いたつもりで、それほど難しい

中身だとは思っておりませんが、まず入札書、それから、入札仕様書、技術提案書、競争資格審査結果通知書、委任状、もし質問がある場合には質問書、それから、技術証明資料、誓約書、参考見積書等が記載されております。

それから、もともと2つの外注案件両方とも最低価格落札方式でやっておりまして、シンクライアントシステムのサーバーの運用・保守、ヘルプデスク、両方とも特に難しい仕事ではなく、非常に一般的な、ポピュラーな仕事であって、したがって、我々としては、総合評価にするよりは最低価格落札方式の方がより合理的であろうと考えております。

21ページに平成24年度と25年度。24年度は今やっているものですがけれども、25年度の市場化テストでどういう形になるかということを中心にまとめてみました。「ハード」は、お守りするハードウェアがどういう形かとなっております、「ソフト」が、サーバーの運用管理という部分とヘルプデスクの2つがあって、これを統合していることがここに一応記載されております。

お時間が15分ということですので、大体このぐらいで時間が来てしまいましたけれども、私の説明としてはこれで終わらせていただきまして、何か質問がありましたらお願いします。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの実施要項（案）の御説明について、御意見・御質問をお願いいたします。

○逢見専門委員 本事業が市場化テストに導入される経緯として、これまでの契約が事実上競争性がない、あるいは、契約が不透明であるというような指摘がございまして、そういうことから、できるだけ透明、かつ、競争性のある契約にしていくという趣旨で市場化テストを導入することになったと理解しております。

そういう観点で質問をいたしますと、新規参入、競争性が確保できるような工夫を今回どういう形でされているのかということですが、その点についていかがでしょうか。

○栢課長 これまで、他法人に先駆けて、国などは公告期間は10日間ですが、これを機構は14日間以上しております。そのほかに、こういった請負業務等に関しては、受注者の方々が十分に業務を引き継ぐ時間も設けられるようにということで、2月に開札をして、4月からの契約に向けて、その間、前請負を行っていた会社さんとの引き継ぎをきちんとやることもルール化しております。また、仕様書については、わかりやすい仕様書の作成、機構ホームページへのすべての公開、そういった一言で言いますと、公平性・透明性という意味でこれまで取り組んでまいったわけでございます。

○逢見専門委員 今後も、いろいろな入札説明会等を通じて必要な情報を開示することと、それから、競争性を高めるため、できるだけ声かけをして、入札参加者が増えるような努力はお願いしたいと思います。

確保すべきサービスとして、2ページに幾つかありますけれども、こういうのは、システムについてほかにも大体こういうものを行っていると思うのですがけれども、ディスインセ

ンティブが設定されていないのですが、例えば仮に、正常稼働率が98%に達しなかったとか、あるいは、重大障害が発生した場合はどういう対応になるのでしょうか。

○松田担当 それに関しては、3ページの「請負費用の支払方法」の②に書いてありますけれども、確保されるべき対象公共サービスの質が達成されていないと認められる場合には、業務改善報告書を出していただきまして、その内容が確保されるべき対象公共サービスの質が達成可能なものであると認められるまで機構は請負費用の支払を行わないという形で規定しています。

○逢見専門委員 これですと、業務改善報告を出させて、それがよければ、そのまま支払う。それがだめな場合は払わない。その場合は100%払わないということですか。

○松田担当 延期するということです。

○逢見専門委員 支払を延期するということですか。

○松田担当 そうです。

○逢見専門委員 例えば減額とかということは考えられないのですか。

○松田担当 そこまでは考えておりません。

○逢見専門委員 ほかのシステム関係の契約などで言うと、そういう減額がなされているケースもあって、延期する、あるいは払わないということでもいいのかなという問題意識をちょっと持っております。

○小林副主査 今のに関連しますと言いますと、例えば30ページの4に、目的の達成度で、「(1)本システムの可用性」は「未実施」で、(2)(3)は「事例発生していない」で、満足度調査は「未実施」という、これまでの目的達成度について、パフォーマンスの測定みたいなことをしてなかったという、そういう経緯の中でのこういう記載というか、ディスインセンティブの設定は、今のところまだ時期尚早ではないかと、そういう御判断なのでしょうか。

○松田担当 そういうことです。

○小林副主査 システムに関しては、SLAが設定されていれば、それを達成できるかどうかということが、サービスレベルの達成度、目的の達成度なので、この記載ぶり、改善報告書の内容が達成可能なものであると認められるまで行わないことができるといった形のある意味ペナルティの方法よりも、達成できなかったときには、明確に、例えば何%払いませんよみたいなことの方が合理的ではないかと思われるのですけれども、大山先生、その点はいかがですか。

○大山専門委員 引き延ばすのは、いつまでという後ろが全然ないと多分企業によってはその時点でかなり苦しくなることもあるでしょうから、その辺のところは、一般的にディスインセンティブをかけるというやり方が最近よく使われていると。あるいは、遅らせるにしても、どのくらいまでというのはある程度示してあげないと、まだ紛争の状況ではないので、その辺のところについては、参入しやすいという観点も見ると、お互いのある一定のサービスレベルアグリーメントの流れだとは思いますが、お考えいただくのが

よろしいのではないか。その前に実績をとるのは大事だと思います。要求をはっきり示すのが大事だと思いますが、止まってしまってもいいというのであれば、かなり話が違う状況だとは思いますが。普通の業務ですと、止まったら困るというのがありますから、その意味で前向きに解決する方法をお互いに探っていると思います。

○小林副主査 その点は御検討いただくとして、新規参入といいますか、競争を促進するという意味で、記載ぶりのところでちょっと私が気になっているところがありまして。例えば今の実績のコストのところでは、26ページで、平成21年、22年、23年が1億200万何がしの一部と書いてあって、そこは(3)で「大型計算機システムなどの運用支援業務の一部に含めて実施していた」という説明ですけれども、これはもうちょっと何か工夫ができないものかということと、(4)で「平成24年度の業務では、ヘルプデスク業務等を従来の契約に追加している」ということで、例えば、21年、22年は1,600万何がしだったところが、平成24年度は1,150万です。そこら辺の金額の差が、どういう業務の変更によってそうなったのかというような説明がよくわからないことと、追加になったところで、21ページの記載ぶりと、平成24年度と25年度からというここで相違が書かれているはずだと思うのですが、私が素人だからかもしれませんが、相違が今のヘルプデスク等で、どこが違って、どこがプラスの作業付加になっているのかということが明確にすぐわかるようになっていないような、私の目線からは見えるのですけれども、そこら辺ちょっと工夫はできないものでしょうか。

例えば21ページで言うと、24年度がシンクライアントシステム約540ユーザーIDだったのが、25年は約100ユーザーIDになった下に、通常のPC約400台と書いてあるのですけれども、これは「運用管理保守業務は実施せず」と書いてあるので、「利用者支援のみ以下にて実施」だから、これら利用者支援だけ考えればいいというその意味でしょうか。だとすると、ここに書いてあると、ハードまで面倒を見なさいというようなそんな感じがして、そうすると、下の利用者支援のところにはそれは含まれてしまうという理解でいいのですか。その辺が非常にわかりにくくて、平成24年度質問実績が標準人員2名で実施ですけれども、ここを標準人員3名で実施は、業務が増えているから3名ということですね。

○井出室長 そうです。

○小林副主査 その業務が増えている部分は何なのかというところが、ここを別々書いていただくと、ちょっと読みにくくて、その辺工夫のしようがあるのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○井出室長 確かにお話のとおり、若干わかりにくい書き方になってしまっているのですが、26ページの21年度が1,663,000円、以下、16,640、102,988の一部、11,508と、これが実はこの4年間同じ内容でシンクライアントシステムの運用支援業務をずっとやってきました。ここは業務の中身として、特に大きく変化していることは全くございません。ここは、単に金額が契約の結果としてこういう金額になったというだけの話でございます。

それから、もう片方のヘルプデスクに関しては、27ページに書いてあるとおり、実は23



年度から始めて、しかも、23年度は半年間しかやってないので、23年度は下半期だけという事で、5,922千円という金額でやりまして。24年度(今年度)は1年間で11,466千円と。この23年度と24年度も全く同じ中身でして、単に期間が、半年が1年になったことと、入札の結果こういう数字になったという話です。このそれぞれまでが24年度以前の話でして、その2つを合体させて25年度に何が起きるかというのが21ページに記載されています。ヘルプデスクで標準人員2名ずつ、シンクライアントシステムの運用支援として2名ずつだったのを、今度は全体的な負荷が少し減ってくるので、我々としては、多分、標準人員3名でできるのではないかと考えていますということが、21ページの(標準人員3名で実施)になるわけです。確かに、幾つかの表にまたがった話をあちこち行き来してしまいますので、ややわかりにくいのはおっしゃるとおりだと思います。

○大山専門委員 簡単なことですが、1ページ目の「本業務の概要」が2.の(1)で書いてございますが、最初の段落の最後に(別紙2 ネットワーク概要図参照)とあって、ここを普通に読むと、細かいことで恐縮ですけれども、ソフトウェアの構成とか何かいろいろ書いてあるので、そっちだと思って見ると、全然違う図が出てくるのですね。これも混乱する一つの要因になりまして、わかりやすいように書くのを努めていただきたいと思います。また、ここにいろいろなソフトウェアのことを書いてあるのですが、これを見ると、これ以外はないのですかというのがちょっと気になるのです。記述の中で、そちらから見ると当たり前だけれども、入札あるいは応札しようとする側から見ると気になるのは、「機構の基幹業務を行うために必要な」と書いてあるのですけれども、そのとおりですけれども、これだけ書かれると、ほかのものもあるかもしれないと見えてしまっていて、そこについて標準的なものでないと、知識が不十分だとか思う可能性があって、それはリスクを考えることにつながってしまうのですね。その辺のところはもう少し明確にさせていただけるとよろしいのではないかと思います。

○小林副主査 今、大山先生からも指摘があったとおり、これは、業務の内容がわかりにくい記載になっていると思うのですね。

これは事務局と機構でちょっとやりとりをしていただいてもいいですか。

○事務局 御指摘いただいたところの記述をいま一度見直して、それで、もう一度先生方にお見せするような形をやりたいと思います。

○小林副主査 そうですね。

今、大山先生から指摘があったところは勿論重要なところで、それから、先ほど御説明があった21年と22年は同じ業務でした、23年と24年が同じ業務ですということですね。25年がまた違う業務が入ってくるということですね。だから、そこら辺も説明のしようがこの要項の中であると思うので、その辺もちょっとやりとりさせていただいていいですか。

○事務局 各年度の業務の増減がわかるように整理したいと思います。

○小林副主査 ほかはいかがでしょうか。

○尾花委員 3ページ目の4.の(1)の⑤について教えていただきたいのですが、これは何か

先例があってこのような定め方をされたのでしょうか。

○栢課長 機構の契約においては、これまで工事契約に関しては、国交省様と同じような形で、人的関係、資本関係が一定のものがあった場合は、同じ入札への参加は控えていただくということでやっておったわけですが、この4月に、先ほど井出からも少しお話をさせていただきましたが、関係法人、機構からの売上高がその法人にとって3分の1以上を占める法人で、かつ、OBがいる会社との関係で、新聞報道等でも出た関係がございまして、より透明性を確保するということで、工事以外の契約についてすべてこれを適用させていただきますというお約束を民主党様始め、させていだきまして、この4月から適用させていただいているものでございます。

○尾花委員 その場合に、例えば⑤の「なお、」のところですが、「辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとる場合は除く」を読みますと、例えばOB企業が参加した場合に1社に絞るときに、入札参加した方同士で連絡をとって、例えば高い価格で入札した人が残るような操作ができるようにも思うのですが、この「なお、」以下を定めた理由は何かございますか。

○栢課長 本件に関しては、入札会場に現れないと、実際にその資本関係あるいは一定の人的関係を持った法人といいますか、別に関係法人に限らず全企業を対象としておりますので、そのような場合に、入札会場で知った場合は、お時間を差し上げますので、どちらか辞退していただけますかという意味を込めて、ここを記載しているものでございます。

○尾花委員 うがった見方をすると、その協議の際に、より高い価格で入札した方が残り、低い価格の方はその場で辞退されるというような懸念も一般人としては考えるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○小林副主査 今、尾花委員が御指摘になったようなことを回避するために、何か御提案みたいなものはありますか。

○尾花委員 例えば、どちらが辞退するかをこちらサイドで決めるというような、例えば価格の低い方に自動的に決まるという形、今思いついただけですので、それが最善の策とは思いませんが、そういった方策はとれないでしょうか。

○栢課長 基本的に、入札を入れる前の話ですから、それを金額でということは今まで我々も考えておりませんでした。それと、この記載については、国の方の先ほど申し上げました建設・工事関係と同じような記載としておりますので、今すぐにそのような方策は考えておりません。

○尾花委員 入札者同士が協議をするというのが、一般人にとっては余り一般的に受け取れなかったもので、ちょっと御提案をさせていただいた次第です。

次ですが、資本関係について、子会社は何%を意味しておられますか。

○栢課長 これは、会社法に基づく議決権50%あるいは40%と人的関係がある。こういった場合を適用しております。

○尾花委員 その場合に、会社法をもとに決められたということで、例えばOB企業の入札

を避けるという趣旨でいくと、入札の時点ではなく、例えば過去3か月とか、過去6か月とか、期間的な制限を設けるような御発想はないでしょうか。

○栢課長 期間といますか、関連法人と呼ばれているのですが、うちの資本が入っていることは一切なく、あくまでもこれは定義がその法人にとっての3分の1以上うちの機構から契約を受けた取引高であるということ。それと、うちで課長相当職以上の者が再就職していた場合ということになりますので、基本的には、関係法人といたしましても、うちの子会社とか、資本が入ったという関係では実はないのです。

○尾花委員 質問の趣旨は、このような入札要件を定める場合の複数応札関連企業間の関係を言っていると思うのですが、その場合に、例えば入札時点でこのような関係ということではなく、過去6か月間こういう関係になかったというような期間的な限定は設けなくても大丈夫だったのでしょうか。

それは、例えば一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合というのではなく、過去6か月にわたり兼ねている場合が当たるとか、その場だけでなく、過去にさかのぼってそういう事実がないというふうにすると、より制限が厳しくなるように思うのです。

○栢課長 本件に関して、これまでいろいろな国のやり方等を御指導いただきまして、それに合わせる形で現在施行させていただいている状況でございます。今、委員の先生がおっしゃることは一つの方策としてはわかるのですが、実際に、それをどこまで調べられるか、また、これは我々誓約書を書いて出しているのですが、過去6か月とかそういったものにさかのぼるとなると、また、新たな、国も含めてどこもやっていないような話になりますので、そういう意味では即答しかねます。

○江尻課長 若干補足させていただきますと、⑤に書かれている制限は、談合防止ということで、建設工事などは談合がかなり以前から多ございまして、資本関係がある子会社同士を談合に組み入れるということから、それを制限しようということでしたが、機構は、関連会社同士の入札ということでちょっと疑念を持たれるということだったのですが、実は、関連会社は資本関係がなく、この規程では排除できません。なので、これは透明性拡大のためにつけたということですので、関連企業同士の入札ということでは効力を持たないこととなります。

○尾花委員 今のお話を理解するに、これまで問題になっていた新聞等で指摘されていた問題を解決する、もしくは排除するに足る条項ではないということですね。

○江尻課長 そうです。足りません。ただ、その努力を示すという意味で加えたものでございます。

○小林副主査 透明性を高めていくことは重要なことなので、今御説明いただいたのですが、今回、市場化テストで扱う場合には、競争環境を整えて、できる限り多くの企業に入っていただくことが目的にされますので、それは基本原則ですので、その点を御留意いただいて、このシステムの運用支援業務自体が、そういった案件で、最低価格落札方式で、

多くの人たちに入っていただけのものだと、そういうことで実施要項をよりわかりやすく、今までの業者さんに情報が有利ですから、その非対称性が是正されるような形で、わかりやすいものにしていただくという方向で、結構手直しするところがあるかもしれないで大変だと思うのですが、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局 機構と相談して書き直して、また、御提示させていただきたいと思ひます。

○小林副主査 よろしいでしょうか。

それでは、手直しというか、ちょっと修正いただく個所が何個所かあるかもしれませんが、事務局とやりとりしていただきまして、委員にもフィードバックをお願ひしたいと思ひます。

それでよろしいですか。事務局から確認することはございますか。

○事務局 その方向で調整させていただきます。

○小林副主査 それでは、今の作業をしていただいた後で、パブコメがあるのですか。

○事務局 この後、パブコメを実施する予定でございます。

○小林副主査 それを終えて、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思ひますので、日本原子力研究開発機構におかれましては、本日の審議、パブリックコメントの結果を踏まえて、引き続き御検討をいただきますようお願いいたします。

委員の先生方で、本日質問できなかった事項等ありましたら、事務局にお寄せいただきまして。事務局で整理していただいて、結果を送付していただくことにいたします。よろしくお願ひしたいと思ひます。

(日本原子力研究開発機構の担当者入れ替え)

○小林副主査 それでは続いて、日本原子力研究開発機構のスーパーコンピュータに関する事業である「原子力計算科学プログラム作成等業務」と「原子力コードの高速化・計算機性能評価業務」の2つの実施要項(案)の審議を行いたいと思ひます。

日本原子力研究開発機構契約部契約調整課栢課長に引き続きお願ひしたいと思ひますので、それぞれの実施要項(案)の内容について御説明をお願ひしたいと思ひます。御説明は20分程度でお願ひいたします。

○栢課長 それでは、本件2件に関しては、久米情報システム管理室長からまず御説明をさせていただきますと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○久米室長 日本原子力研究開発機構システム計算科学センター情報システム管理室室長をやらせていただいております久米と申します。よろしくお願ひいたします。

私から、本業務に関する背景と概要について、その後、担当から資料について御説明させていただきますが、まず始めに、概要等について御説明させていただきますと思ひます。

原子力機構においては、高速増殖炉サイクル技術、高レベル放射性廃棄物処分技術、核融合研究開発及び量子ビームテクノロジー等の主要4プロジェクトを始めとする幅広い研究分野の研究開発を実施しております。

これらの研究開発の多くにおいて、スーパーコンピュータを用いた計算科学技術が活用

されております。計算科学技術は、理論、実験と並ぶ第3の研究手法として重要な基盤技術でございます。特に原子力のような巨大技術においては、安全面や時間、空間等の制約から実験が困難な場合が多く、原子力機構においても、計算科学技術が非常に多用されている状況でございます。

現在では、原子力機構における研究成果の2割以上にスーパーコンピュータを中心とする計算科学技術が用いられております。スーパーコンピュータを利用した成果の着実な創出においては、当然、研究者における創意工夫が第一ではございますけれども、システム運用を管理する部門、我々情報システム管理室における利用者に対する支援体制、こういったものの確立もまた重要となっております。スーパーコンピュータに関しては、大規模かつ複雑なシステム、いわゆるハードウェア、ソフトウェア、非常に複雑なシステムで構成されてございまして、支援体制が整っていて初めてこういったスーパーコンピュータが効率的に使いこなすことができるというものでございます。

このようなスーパーコンピュータの支援体制としては、一般的な利用者に対する相談窓口業務、いわゆる利用方法についてのQ&Aの対応だけでは実は不十分で、プログラムの開発や改良、高速化といったような高度な支援が不可欠となっております。特に原子力機構においては、計算機に対する計算需要が非常に膨大なものがございまして、現有するシステムの5倍以上の計算需要を抱えているという状況にございます。そのような状況の中、計算機資源をいかに有効に活用するかといったことが非常に重要なものとなっております。計算機プログラムの開発、高速化、そういったものが非常に重要な施策となっております。

プログラム自体の開発や改良・高速化といったものを利用者自身が行うとなれば、利用者自身はプログラム開発の専門家ではございませんので、非常に多大な時間を費やすことになってしまいます。そのため本来の研究に支障を来すことになってしまいますので、本来の研究に専念していただくために、我々原子力機構としては、専門スタッフによる階層的な利用支援体制を整備することによりまして、初歩的なスーパーコンピュータの利用相談から高度な技術を要するプログラムの開発や改良・高速化といったものまでカバーして、利用者の研究活動をシステムの利用促進と利用効率化この2つの両面から支援することをしております。

今回御審議いただきます「原子力計算科学プログラム作成等業務」及び「原子力コードの高速化・計算機性能評価業務」の2件に関しては、これらの支援を外部の専門家に委託するものでございます。

具体的な内容については、資料に沿いまして担当より御説明申し上げます。はじめに原子力計算科学プログラムの方を、その後に原子力コードの高速化について御説明させていただきます。

○坂本担当 それでは、計算科学プログラム作成等業務の詳細について、坂本から御説明させていただきます。

今回、民間事業者が実施するプログラム作成業務の内容として、詳細は、別添1の仕様書に記載しております。説明の時間の関係から、主に実施要項（案）、総合評価基準書のポイントとなる部分について御説明させていただきます。

それでは、実施要項（案）の1ページを見ていただきたいと思います。

2.の(1)の「本業務の概要」は、先ほど久米室長から説明があったとおりです。

①の「プログラム開発整備作業に関する業務」については、中段にあります、本業務は、効率的な研究開発を進めるため、研究者に代わって、ユーザプログラムの開発・改良・移植、各種プログラムのプリ・ポストの処理の開発、あとは可視化に関するプログラム開発を行うものです。

あと、本業務の2つ目として、「利用支援に関する業務」がございます。3ページに移りますが、スーパーコンピュータの効率的利用を促進するために、スーパーコンピュータ利用に関するプログラムの相談、計算機全般にわたる利用相談を行うものです。

(2)の「本業務の内容」の①の「対象システム」について、本業務を行う対象は、表1システム一覧の3つの計算機が対象です。この計算機は、平成26年度に更新予定となっている旨をここに記載しております。

大きく分けて1つ目が、大規模並列演算部と呼ばれるシステムの性能としては200TFLOPSです。開発用にFX1が12TFLOPS、共有メモリ型演算サーバが1.9TFLOPS、この3つとなっております。

②のイのプログラム開発作業では、まず、毎年度、業務開始前に、機構が指定した作業一覧について、請負者にて、作業担当者、作業期間等を調整しまして、機構の承認を受けるものとなっております。

(イ)の原子力コードの開発等については、記載のとおり④～⑥の作業となっております。(ロ)の「可視化プログラムの開発」については、記載のとおり④～⑥の作業となります。ロの「利用支援に関する業務」については、先ほどのプログラム相談及び計算機全般にかかわる相談に加えて、スーパーコンピュータ利用者による成果報告書の作成支援とか、(ハ)にあります各講習会の企画・開催の支援となっております。実施場所に関しては、主に東海村の原子力科学研究所となっております。

(3)の「確保されるべき対象業務の質」に関して、実際に本業務の運用に当たり、本業務の年間計画に沿った業務の確実な実施及び利用者の継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に資するものであるという観点から、公共サービスの質を以下のとおりとしております。まず1つ目として「業務の内容」で、先ほども御説明したとおり、毎年度に機構が指定した作業に関し、業務の分担とか人員配置、スケジュール等の調整を行っています。これは別添1の先ほどの仕様書の年間スケジュールに作成することになっております。この計画のとおり適切に作業することを期待しております。

参考に、28ページの別紙3「業務フロー」に、このような年間工程の作成というフローを書いております。

続きまして、「プログラム開発整備の利用満足度調査」で、これはアンケート調査によるものです。本業務の利用者に対して、満足度についてアンケートを年1回実施します。請負者において、その結果の基準スコア75点の維持・向上に努めることを求めています。質問の内容は、ここの記載のとおり、作業したプログラムの品質、作業報告書の内容、開発・改良等の技術レベル、コミュニケーションの満足度となっております。各項目とも「満足」に100点、「ほぼ満足」に80点、「普通」に60点、「やや不満」に40点、「不満」に0点という回答で求めています。年度末に各項目の平均スコアを算出することとしております。今回、基準スコアを設定するに当たりまして、本年度の7月に、昨年度及び一昨年度の作業について同様の調査をいたしました。その結果で、約80～90点というスコアでございました。4ページに移っていただきまして。利用相談、ヘルプデスクに関しても、同じようにアンケート調査を実施いたします。これも年1回行い、その基準スコアは75点としております。質問内容については、問い合わせから回答までに要した時間、回答又は手順に対する説明の分かりやすさ、回答又は手順に対する結果の正確性について、担当の対応、としております。各項目とも、点数については先ほどと同じとしております。業務の基準スコアとしては、これも今年の7月に、昨年度の利用相談についてサンプル調査を実施いたしました。実施した結果は92点でございました。これらの基準スコアの記載は、25ページの別紙1の「4. 従来の実施における目的の達成度」に記載しております。

続きまして、(4)の「請負費用の支払方法」について、ペナルティとして請負費の減額とかはしておりませんが、②に業務の改善を行うよう指示することができることを明記しております。業務改善報告書の内容が確保されるべき対象公共サービスの質が達成可能であると認められるまで、機構は請負費の支払を行わないことを記載しております。

続きまして、「3. 実施期間に関する事項」です。平成25年4月からの3か年となっております。

5ページに行きます。「4. 入札参加資格に関する事項」です。ここでは、①～④については基本的な部分ですので省略させていただきます。⑤⑥⑦に関しては、先ほどのシンククライアントシステムと同じものを書いております。⑤には、先ほどありました資本関係、人的関係の企業の制限です。⑥に関しては、IT全般統制の実施、⑦には、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の規格、同等の管理体制を有することを記載しております。

続きまして、6ページの「5. 入札に参加する者の募集に関する事項」では、新規の入札参加者を増やすための取組の1つとして、入札説明会を東京で12月中旬ごろ実施する予定としております。それ以外の記載は以下のとおりとなりますので、省略させていただきます。

続きまして、7ページの「6. 本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の本業務を実施する者の決定に関する事項」です。「(1)評価方法」で示すとおり、本業務は、加算方式による総合評価落札方式で評価いたします。(1)の中段辺りにございます評価に当

たっては、1,480点の範囲内で採点を行います。価格評価による得点と技術評価による得点に区分して配分を1：1といたします。決定方法は、民間事業者の具体的な提案（技術提案書）を確認して、基準書に示す全ての「必須審査項目」が満たされていることを判断して、満たしていないものは不合格となります。「(3)総合評価点」は、①価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に、今回は740点が価格点の配分となり、これに乗じた値とします。②に、技術点は、基準書に示す「必須審査項目」の得点と「加点審査項目」の得点を合計した値といたします。この必須審査項目に係る技術等については、各要求要件に示す評価基準を満たしているか否かを判断します。評価基準に基づき基礎点を今回は500点としております。更に、「必須以外審査項目」に係る技術等については、評価項目ごとに要求要件を示し、評価基準に示す加点の点数を240点としております。これらの技術等の評価に当たっては、機構の中に設置します技術審査会の審査委員によって行うと考えております。

評価項目については、別添2を見ていただきたいと思います。その中の3ページに「評価項目及び得点配分」を記載しております。評価については、2つの大項目です。1つ目は事業者の信頼性、2つ目は業務の実施体制を評価することとしております。1つ目の事業者の信頼性の基礎点としては、IT全般統制、セキュリティマネジメントシステム関連で100点、加点としては、IT全般統制の実施状況、ISMSの取得状況について100点としております。2つ目の業務の実施体制について、基礎点は100点、プログラム開発・管理方法等について300点としております。加点項目については、専任の統括者、ITのスキルレベル、業務の実績・経験、プログラム管理の追加提案、これは創意工夫を求めています、合計で140点としております。技術点は合計で740点とし、基礎点と加点の割合は7：3としております。

実施要項の8ページにお戻りいただきまして、「(4)落札者の決定」です。①に必須審査項目を全て満たして、機構の予定価格の制限の範囲内で総合評価の合計点が最も高い者を落札者といたします。②～④は記載のとおりです。⑤に、落札者が決定したときは、速やかに落札者の名称、落札金額の決定理由を公表するものと記載しております。(5)に「落札者が決定しなかった場合の措置」について記載しております。

21ページを開いていただきたいと思います。「従来の実施状況に関する情報の開示」で、従来の実施に要した費用で、21年から23年を記載しております。請負費用等はここに記載のとおりです。注記事項にあります。入札対象である事業の全部を請負契約により実施しております。記載の各欄の支払額は税込みです。

次に「従来の実施に要した人員」ですが、21年度は8名、22年度が8名、23年度が8名となっております。24年度は2名ほど合理化のために削減して6名としております。平成25年度はまた1名減らしてございまして、合計5名となっております。次のページの真ん中辺りの（業務の繁閑の状況とその対応）ですが、ここでは、本業務は期間を通じてほぼ一定という業務であることの記載と過去3年分の業務量の内容を開示しております。



それでは、最後に25ページの「従来の実施に要した施設及び設備」ですが、ここでは、業務の対象施設であるスーパーコンピュータ、作業に必要な環境については、無償で貸与すること等を明記しております。

長くなりましたが、説明を以上とさせていただきます。

○清水室長代理 続きます、「原子力コードの高速化・計算機性能評価業務」について、清水が説明いたします。

ほとんどの項目は、ただいま説明しましたプログラム作成業務等と共通でございますので、2.の本業務の内容、サービスの質について説明させていただきます。

本業務は大きく2つに分かれておりまして、1つ目が原子力コードの高速化に関する業務です。機構の研究者などが開発・整備したコードを対象に、スーパーコンピュータのアーキテクチャーに特化したチューニングや並列化による最適化を行うことでコードの実行効率の改善、処理時間の短縮を達成するものです。具体的には、3ページ目のイにもありますけれども、プログラムの分析を行い、どこをチューニングすべきかを特定して、実際にチューニングを行う。それをしまして、最終的には報告書を作成して、ユーザーに説明するというものがメインになります。それに加えて、別途、ユーザーの要望がありましたら、高速化のコンサルタントもしていただくことを想定してございます。

もう一つが計算機の性能評価・コード移植に関する業務です。これは、スーパーコンピュータの更新を機構ではおおむね4年ごとに行っております。スーパーコンピュータの機種を決めるとき、更新をする際には、総合評価方式で選定を行っておりますけれども、その総合評価の中で、技術点の部分では、スパコンのベンチマークテスト、すなわち計算機性能評価が最重要事項になっております。こちらの計算機性能評価・コード移植に関する業務は、それに関する業務を行っていただくというものです。具体的には、現有しているコンピュータの基本性能評価、その上での原子力コードの実効性能、実際に動かしたときにどういう性能が出るかということの評価を行ってもらうこと。それから、一般的なことも含めた調査・分析を行っていただくのがメインになっています。こちらの業務については、スーパーコンピュータの更新のタイミングに増加する業務になっています。はじめの方の高速化の業務とこちらの評価の業務を併せて、今回の契約の期間を通じてほぼ一定の業務量になるようにこちらで調整することとしています。実際に、別紙1の21ページの「従来の実施状況に関する情報の開示」に記載しておりますけれども、これらの2つの業務を、主任技術者2名、技術者(a)(b)合わせた4名でこれまで平成21年度、22年度、23年度実施してきております。主任技術者、それから、技術者(a)(b)に求めている知識・経験の部分については、別添1、仕様書の4ページに記載してございます。それから、この専門知識については、別添2の総合評価基準書の4ページの頭の専門知識のところ、加点項目として20点設定しています。

要項に戻りまして、業務の質については、年間計画書の計画どおりの実施については、先ほどの業務と同じです。②の利用満足度調査については4点、作業したプログラムの品

質、作業報告書の内容、チューニングの技術レベル、コミュニケーション円滑度、この4点について75点をキープしていただくように求めております。昨年度と一昨年度のアンケートを行ったところ、80点台でございました。こちらについても、先ほどの情報開示の24～25ページに記載しております。

高速化・計算機性能評価業務固有の部分についての説明を以上とさせていただきます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、今御説明いただきました2つの実施要項（案）について、関連するところもありますので、同時並行でもよろしいですか。

○逢見専門委員 はい。

○小林副主査 では、御意見・御質問をお願いいたします。

○逢見専門委員 これもやはり競争性の確保と透明性というこれが本事業に当たって求められることだと思います。そういう意味では、どれだけ新規に参入する業者さんが増えてくるかということだと思いますので、東京でも入札説明会をされるということですので、できるだけ幅広く入札参加してもらえようような努力をお願いしたいと思います。

シンクライアントシステムでも指摘した点ですけれども、ディスインセンティブですね。是正されるまで払わないという形でいいのかどうかというのがありますので、そこはシンクライアントシステムと併せて御検討を願いたいと思います。

○小林副主査 今のところに関連してちょっと申し上げると、先ほど、一応サービス水準を達成しているかどうか、質を達成しているかどうかについて、実績があるのですね。結構80%とか90%になっているところもあって高いではないですか。だけど、75%という水準を設定していただけますが、これは質の部分も達成してくださいということであれば、それはもうちょっと上げてでもよろしいのではないかと思ったのですね。80%とか、「よい」という評価を確保してもらわないといけないという目標設定をすることは全然無理でも何でもなくていいのではないかと思ったのですね。それと、今、逢見委員からも御指摘のとおり、「支払を行わない」とか、「業務改善報告書の内容が確保されるべき対象公共サービスの質が達成可能なものであると認められるまで」と、すごく抽象的な書き方ではないですか。だから、どの程度だと注意を受けて業務改善報告書を出さなければいけなくて、それがどの程度だったらこれで支払が行われるのですよということが確保されるのかということがすごく不明確になっているのですね。その意味で、これは全然達成可能なものと認められないから払わないというところで、それが意味非常にモチベーションの引き上げというよりは、どうしたらよいかわからないような状況に陥ってしまうような危険性もあると思うので、これは本当に達成されるかどうかということでディスインセンティブを設定するという方向へ、先ほどのシンクライアントシステムは、今まで測定してなかったというところがあったのですけれども、この場合でしたら、やはり設定してもいいのではないかというような気はいたしますけれども、先生方いかがですか。

○逢見専門委員 ちょっと気になるのは、30とかサンプル数が非常に少ないというのがあ

って、そうすると、だれか一人不満とかという人が出ると、スコアがずっと下がってしまうという、サンプル数が限定されていることをどう思うかというのがあります。75でやってみて、もう少し上げてもいいということであれば、そのときに考えればいいと思います。

○小林副主査 サンプル数が確かにそうですね。

○大山専門委員 今回のこのお話、結構業務の質が違う人を要求しているのではないかという気がするのですね。ここの委員会の話ですと、応札者を増やすということですが、皆さん方の本当の希望はそれでいいのですかというのが僕はよくわからないのですよ。業務を書き落としてはいるけれども、質が落ちたら、皆さん方がどういうふうに困るのが全くなくて、それなのに、総合入札では加点が余りないのですね。本気で能力の高い人を集めるなら、2つのやつを能力の高いところだけを集めて一つの入札で、一般的にできるものは別の入札なのではないかと、極端なことを言うと、そういう気がします。なぜこういうやり方になっているのかというのを。要するに、一般的なところであれば、いろいろなところが入れると思うので、非常に競争性が働くと思うのですね。だけど、専門的なところについては、従来の満足度もいろいろあるとは思っているのですけれども、加点がこれ云々で大丈夫なのかなというその辺の発注側のポリシーがよく見えない。私はちょっと見えないですね。ですから、そこをちょっと御説明いただけるとありがたいと思います。

○久米室長 これは御指摘のとおり、非常に質の高い人間を要求しているのはそのとおりでございます。と申し上げますのは、スーパーコンピュータの利用に関しては、スーパーコンピュータはそれなりの高価格の製品でございますので、いかに効率的にうまく使うか。簡単に言いますと、素人がつくったプログラムだと1時間ぐらいかかるものが、ちゃんとした専門家がつくれば10分で終わるようなことができるわけですね。そうすると、単純計算ですけれども、資源が6倍になったような、そういった効果をもたらします。それがどれだけ成熟しているかによって、どれだけ資源を有効に使えるかに直結してきますので、我々としては、非常に能力の高い、チューニング能力とか、計算機のアーキテクチャーとかに詳しい、そういった人間を求めています。そういう意味で御指摘のとおり、加点の部分ももうちょっと増やして、本当に我々のほしいと思っている優秀な人、そういう形にしたいと考えます。実は、一般競争ということで、更に門戸を広げなければならないということがございましたので、我々としては、要求をなるべく必要最小限というか、ぎりぎり妥協できるラインまで落として、そこから多少の部分については加点という形で今回つくってまいりましたけれども、そういった御指摘を踏まえて、我々本来のとおり、非常に優秀な人がほしいということでございますので、加点の部分をもうちょっと工夫して、優秀な方を集めることに努めたいと思っております。

○大山専門委員 分離するという考えはないですか。切り方を2つになっているのをこう（上下に）切るということですね。

○久米室長 できなくはないと思っております。実は、今回のこの2つの業務は、利用相談の体系的な中で、レベルとして、利用相談という最下層のレベルから、その上にプログ

ラムを作成するというレベル、更に、プログラムをチューニングして高速化するという、この3段階で、高速化は非常に高いレベルでございます。そういう意味で非常に高いレベルの高速化と、プログラムと、利用相談と、そういう3つに分けることは可能かもしれません。今の現状としては、高速化は当然分けておりますけれども、プログラム作成と相談に関しては、相談の業務員が実は1名でございます、1名だけの請負契約が非常にやりにくいということがございまして、下の2つは合わせて1件の契約という形でやらせていただいております。

○大山専門委員 ちょっと言い方を気をつけなければいけないのですが、従来の実績を見ると、どうしてできたのかなという素朴な疑問があるのですよ。というのは、スーパーコンピュータなので、言うまでもなくアーキテクチャーとかいうものは開発メーカーさんが知っているはずで、その研究者だと思えるのですね。普通はそうになってしまうと思うのですね。こればかりはどうしようもないと思うのです。そういう人たちをうまく活用するためのいろいろな工夫がなされているとは思いますが、直接雇い上げる方が安いかもしれないというぐらいの話ではないかと直感的には思うのですよ。その辺のところは多分いろいろ御存知だと思うので、今回こういう形で変わるのであれば、考え方を改めていただくようなことも御検討いただく必要があるかと思うのですが、電気代にしても何にしても、先ほどのお話のように、資源の有効活用は物すごい額が変わるので、是非、そのところはお考えいただきたいのと、かといって、人材育成ができるかという点、そこまでそちらでは対応してないのですね。すごく心配なのは、研究者の人と、コードをつくる、あるいはスピードアップするかなりの専門能力を持った人たちは、コミュニケーションギャップが出ると全然機能しないことになるので、そう簡単に変えられるのかしら。この本来の趣旨とはちょっと違うので、こんなことを言って怒られてしまうかもしれないのですが、そういう気もするのですね。その辺のところは、実績はどうなのですか。人はかわっているのですか。人自体がかわっていつているのですか。それとも、大体同じになっているのですか。

○久米室長 基本的には同じ人が毎年来ていただいている形になっています。高速化に関しては4名いらっしゃいますので、1名程度は2年に1回かわるような形がございまして、やはり業務の継続性はありますので、そういった点は確かに御指摘のとおりでございます。

○大山専門委員 済みません。状況をいろいろ教えていただいたので。大事なことだと思いますので、どういう工夫ができるかというのはあるかとは思いますが、ちょっと配慮しておかないと、本末転倒になってしまうかもしれないという気がします。

○小林副主査 今、大変重要な御指摘を受けていると思うのですが、機構として求めるレベルが実施要項に出てない形なのですね。だから、何を求めているのかという先ほどのことからすると、利用満足度調査が別に重要ではないと言っているわけではないのですが、本質的なところがあって、そこを押さえた上で、国民にとってハッピーなよう

にさせていただきたいということです。だから、先ほどの評価の加点のところもありましたけれども、今のところ、切り分けとしてはこの切り分けで行くとしても、どういうふうの実施要項としてその部分の情報を入れ込んでいくかという非常に大きな問題ですが、どういたしましょうかね。

○大山専門委員 そこはやはり発注側がどう考えるかが基本だと思うのですね。ですから、そのやり方に対して我々ができるのは、競争性を高めるためのアドバイスになりますので、是非、その点を勘案した上で、このやり方で行くのか、あるいは、私がもし逆の立場だったら、多分、切り方を変えるだろうと。それがなかなかやりづらい理由とか状況があるのかもしれないので、私はそこまではわかりませんので、その辺のところはちょっと御判断いただきたいなと思います。

事務局側とのお話を含めて、少なくともメールの審議をさせていただく必要があると思います。

○小林副主査 非常に大きな論点なので、この点は、今、大山委員から御指摘があったとおり、発注者側として求めるべき業務の質、レベルの問題で、本当に達成していかなければいけないもの、機構の重要な仕事にかかわってくるところだと思いますので、その点を明確にさせていただいて、総合評価のいいところは、質の部分が加わってくるところですので、そこに合ったような形で、できれば競争が働くようにさせていただくことだと思うのですね。私は素人目ながらすごく不思議だったのは、人がすごく重要だというような、実施状況に関する情報の開示の中でも、人が重要だとあるけれども、人についての評価というか、何が評価されるのかというのが余り明確ではないので、その部分はもうちょっと詰めていただく必要があるということだと思います。業務の内容と達成すべき質の部分。これは事務局と機構とでやりとりをさせていただいて、その改善提案みたいなものをメールベースで委員に上げていただいて、御意見いただくということでもよろしいですか。委員の先生方よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○小林副主査 何かほかにありましたら。

○大山専門委員 もし、このまま行く可能性が残るのであれば、ちょっと申し上げておきたい。

資料D-2の2ページ目の計算機の性能評価のところは、スーパーコンピュータの機種選定につながるベンチマークテストとなっていて、これはわかるのですが、**「本業務では、機構の保有する計算機を対象に」**と書いてあって、これだと、自分のところのベンチマークをやっていて、次の機種の選定の参考にどうしてなるのかがこの文章だとよくわからないのですが、そこを御説明いただけますか。

○清水室長代理 機種を選定する際には、機種のスペックを挙げて求めることを行っているのではなく、こちらの方でプログラムのベンチマークコードを用意して、そのベンチマークコードが、それぞれ各ベンダーの提案された機種の上でどんな性能が出るかというの

を測る形になっています。そのために、我々はベンチマークコードを用意しなければいけない。それにかかわる基礎的な調査というようなことをやっております。

○大山専門委員 それだと、先ほどのチューニングする話と矛盾しませんか。そこはソースコードを提供するということですか。

○清水室長代理 機構で走らせている全てのプログラムのソースコードというわけにはいきませんので、その中で幾つかの典型的なものを更に外に出してもいいような形に持っていくことも含めて準備しております。

○大山専門委員 どちらにしても、もう少しわかりやすくお書きいただく方がよろしいかと思えます。そうすると、ベンチマークそのものをやるのではなく、提供する業務ですね。ベンチマークは相手から返ってきた結果としてできるということですね。

○清水室長代理 はい。そのベンチマークをするために、まずこのプログラムを動かして、こういう性能のものであれば、実際に使えるのは既存の計算機しかないので、それでこのプログラムがどのぐらいの性能が出るから、未来の計算機ではこういうところも求めていけるだろうというようなことの基礎資料にいたします。

○大山専門委員 記載の仕方がこれだと、今のことが伝わっていないので、済みませんが、ここは、必要があれば、わかりやすく直していただければと思います。

○清水室長代理 承知しました。

○小林副主査 追加で、プログラム作成等業務の原子力コード開発整備の件数、22ページに17件とか18件とあるのですが、これは主な5件分のみ書いてありますね。それで、「主な」というのは、何で「主な」なのかと思ったので、先ほどの文脈で言うと、17件あるのであれば、それを全部情報開示していただいた方がいいし、財務的に考えると、作業量といえますか、どのくらいかかったのかとか何かそんなことも本当はあるといいと素人目には思ったのですけれども、とにかく18件あるうちの何で5件分しか抽出してないのかというのが、業務の内容自体が非常に重要なものであるとしたら、全部あった方がいいのではないかと思います。

○坂本担当 今回、「主な5件分」と書かせていただいたのは、今回、3つのシステムが対象システムとなっておりますけれども、その中で実際に走っているものです。ほかのものについては、そこで走っている結果を可視化したり、そういう後処理のものだったので、それで「主な」をつけさせていただきました。

○小林副主査 そういう説明も必要なのではないのでしょうか。

○坂本担当 はい。

○小林副主査 ほかはよろしいですか。

それでは、本件に関しては、より目的に沿ったような実施要項（案）になるように、事務局と機構の間でやりとりをしていただきまして、それを委員の方にメールでフィードバックしていただきまして、メールベースで少し。タイムライン的には大丈夫ですか。

○事務局 8月の早々には、修正したものを委員の方々にごらんになっていただけるよう

なスケジュールで作業を進めたいと思います。

○小林副主査 では、そういうことですので、委員の先生方とよろしく願いいたします。

それでは、この2件の実施要項（案）については、今のような形で8月の上旬までぐらいにメールベースでやりとりをして、それで了解が得られましたら、パブリックコメントですか。

○事務局 さようです。

○小林副主査 そのように進めたいと思いますので、いろいろ作業がちょっと増えて大変かと思いますが、日本原子力研究開発機構におかれましては、引き続き御検討をいただきますように、よろしく願いいたします。

○栢課長 本日は、小林先生始めいろいろと御意見をいただきまして、ありがとうございました。いただきました先生方の御意見を真摯に受けとめ、今後、事務局とも御相談させていただきまして、早々に改善点を御提示できるような形をとらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後にちょっと1点、機構の方から御質問させていただいてよろしいでしょうか。

個別件名ではなく、全ての案件に関することですが、これまで、万が一応札者がいない場合、不落随契という形で契約を行っていた経緯がありますが、本プログラムの場合、不落随契は基本的にはあり得ないというお話を事務局から当初伺いました。具体的にどのような形をとったらいいのかという方策について、いろいろ御指導もいただいたところですが、委員の先生方から御指導をいただければと思ひまして、最後にちょっと御質問させていただきました。よろしく願いいたします。

○小林副主査 不落・不調になった場合の原因分析を行って、改善して、また、市場に出していくのが原則と考えてよろしいのですね。

○栢課長 と言いますのは、4月1日からどうしてもこの業務を実施したいといったときに、当然ながら、分析をして、また、新たに競争入札に付すという形になると、どうしてもその間タイムラグが生じることになりまして、我々も契約監視委員会とか外部の有識者の方の説明、あるいは会計検査等で、本来、不落随契という形をこれまでではとっていたところだけでも、どうして今回はという話もあるかと思ひますので、そういう意味で御説明をする上でちょっと御教示いただけたらと思ひまして。

○小林副主査 本件といいますか、ここでの基本的な問題、3件に共通している問題は、1者であったりとか、あるいは、競争性が働いていないというような大きな問題があって、透明性に欠けるといような、国民に対する説明責任が果たせないというようなところがあって、この市場化テストの案件になったと理解しております。ですから、競争性を高める努力、機構が持っているミッションと密接につながった重要な事業案件であることは理解しておりますけれども、それを達成していく間で、効率性と質の確保が競争環境を整えた中で確保されている。ですから、国民にとっては、より少ない効率的な資源で求められる成果が与えられることがこの市場化テストの枠組ですので、そういった意味で不落随契

という形で、従来と同じような契約を行っていくのではなく、国民に対して説明責任を果たせるような形で、よりよい契約を行っていくといった観点で、不落随契は原則しないということだと思います。それが国民に対する説明責任だと思いますので、勿論、機構の業務に支障が出ることがないように、実施要項（案）をこの委員会の中でも、競争が働くように、競争環境が整うようにということで審議してまいりますので、そういった方向性で御検討いただき、そういった枠組の中で国民に説明責任を果たしていくというふうに御理解いただきたいと思います。

○栢課長 どうもありがとうございました。

我々も、十分先生の御指導をいただきながら、そういう方向に持っていきたいと考えています。4月に万が一にもそういうことがあった場合、果たしてどうしたらいいのかというのちょっと社内的にいろいろ議論をした経過がございましたので、先生の方にも御指導をいただきたく、最後にお話をさせていただきました次第でございます。趣旨は十分心得ております。今後とも、よろしく御指導のほどをお願い申し上げます。ありがとうございました。

○小林副主査 よろしく願いいたします。

では、ちょっといろいろ大変な課題がございますけれども、よろしく願いしたいと思います。本日はありがとうございました。

○栢課長 どうもありがとうございました。

（日本原子力研究開発機構退室、国土交通省入室）

○小林副主査 それでは、続きまして、国土交通省の「道路、河川、ダムにおける発注者支援業務等」の入札結果報告についてヒアリングを行います。まず、入札結果について、国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室勢田室長より御説明をお願いしたいと思います。御説明は10分程度でお願いいたします。

○勢田室長 勢田でございます。今から説明させていただきます。よろしく願いいたします。

お手元に3～4枚のペーパーがございます。資料5の「平成24年度 道路・河川・ダムにおける発注者支援業務等の発注状況」でございます。①の分析条件、整備条件としては、これは昨年度と同様に比較できるということで、まず23年、24年とも、4月の1か月間で契約に至ったデータです。大体年度初めの4月で9割以上契約してしまいますので、これで傾向は評価できると思います。②で、複数年契約における当該年度、今年度の契約については、全体の契約額のうち、その当該年度の年割額で整理をしております。それから、以下のデータは、北海道から沖縄に至る全国のデータでございます。

それでは、2番の「平成24年度の契約等の傾向」です。①で「4月期の契約状況」の一番下の欄、合計を見ていただきますと、件数では24年と23年と比較しますと、24年度941で減っております。これは複数年年度の契約を23年度から実施しております、24年度にまたがって契約した案件が多いので、減るのは当然ということになります。逆に、この数字



で、ちょっと数字を書いておりませんが、23年度1,421件のうち807件が単年度契約だったのですが、単年度契約だけを比較すると、若干増えているという状況になっております。それから、下の平成24年度の業務実施状況で、これは複数年度契約も含めて24年度に何件の業務が履行されているかということで比較をいたしました。①番の契約ベースの表の合計でございます。23年4月契約のところでは、1,421件となっております。それに対して、右から2つ目の列で、24年度実施が新規と継続を合わせたものですが、これが1,555件で9%の増となっております。その下には②で金額ベースも整理しておりますが、同じような傾向でございます。③で、その件数、金額が増えた要因です。まず、件数が増えた要因については、いろいろ民間の方が入札しやすいようにということで、大きなロット、金額のものについてをできるだけ分割発注したという件数の増加の要因が考えられます。それから、もう一つが東日本大震災復旧事業等で補正予算等もありまして、新規発注件数が増えたというところでございます。

次のページです。「契約相手別の受注割合状況」で、まず件数ベースです。この表の中で、縦は、発注支援業務、公物管理、用地補償で3つに分類をしております。弘済会については、一番下の合計で示させていただいていますが、一番下の23年度に47%であったのが、24年度に41%で、割合が減少しております。それに対して、右から2つ目の列の「その他」です。これは民間等の契約状況ですが、23年度は43%に対して、24年度は48%で、民間の契約件数は割合が増えたという状況でございます。その下の②で金額ベースも書いておりますが、同じような傾向になってございます。

それから、「4.競争性の改善状況」で、私どもとしては、1つの指標として、1業務当たり何者の会社が応札してきたかという実際の応札の数の平均値を比較してございます。①で「1業務あたりの平均応札件数」ですが、24年度の全体でいきますと、1つの業務について3.2者が手を挙げてきているという状況になりました。右の方に、23年度の前年度を残しておりますが、3.0からですので、0.2者増えたということで、競争性が増したのではないかと評価しております。

その下に、1者応札の割合です。1者応札についても、まず件数ベースでお話いたしますと、24年度の1者応札が40%になっておりまして、23年度も40%で、1者応札の割合としては、余り傾向が変わらなかったという状況になってございます。

その次のページです。細かな表ですが、一番左の縦長の表は「1者応札の地域別状況」で見ますと、昨年と同様に、1者応札の割合が大きいのは、北陸とか中国、四国が軒並み数字が大きくて、民間会社そのものが少ない地域という地域特性が考えられるというふうな数字になってございます。

その下の5番「民間の参入状況」です。応札参加企業数ということで、応札に手を挙げてきた企業の数を経年的に整理してきております。一番左、20年度に206企業あったものが、順次減ってきてまして、24年度に102企業になってきております。ということで、企業の数そのものは減ってきているという状況になります。その下の民間企業が応札した業務で、ど

のぐらい手を挙げてきているかという会社の数を調べたものです。これについては、24年度の全体で見ますと、5.3になってございます。右の方の23年度の4.0に比べて、1つの会社が手を挙げる業務の数は増えてきているという傾向が見受けられました。

ということで、これは昨年度も含めてですが、発注者支援業務に参画している企業の数そのものは若干減りつつありますが、一つひとつの企業は相当幅広い業務に手を挙げ、応札をされてきているということで、トータルとしては競争性が高まっているといえますか、応札件数は増えているという状況になっております。

その次のページをおめぐりいただきまして、「6. JVの参入状況」です。発注者支援業務については、民間への技術移転、民間での経験を積んでいただくということで、弘済会と民間とのJVがどのぐらいの数になるかというものを評価しております。その下の表ですが、24年度はJVが102件、23年度が140件で、JVの数は若干減ってきております。それから、JVの割合は、申し訳ございません、上から4行目のゴシック体で（JVの割合（発注者支援業務等の全係数に対するJVの割合）は減少と書かせていただきましたが、減少というより、全体の係数に対するJVの割合は増加という形の数字になっておりまして、この内容そのものは正しいのですが、整理の仕方として余りよろしくないということで、今後、公開のときには、ちょっと修正をさせていただきたいと思います。ここの増加の理由としては、2ページ一番上の表ですが、弘済会と民間JVの列の一番下の合計に割合を書いておりますが、23年度は全体の業務のうちの10%がJVであったのに対して、24年度は11%で、若干ですが、増加しております。私どもとしては、こちらの指標で説明する方が状況はわかるのではないかと考えておりまして、申し訳ありません、ここの部分だけは今後修正をさせていただければと考えてございます。

ということで、JVについては、JVの件数そのものは減ってきてはおりますが、全体の業務件数についての割合は増えておりますので、JVの技術移転は更に進んでいくのではないかという形で考えてございます。

それから、下の半分です。「7. 複数年度業務の導入効果」です。昨年度から複数年度契約をさせていただいております。【契約状況】の1つ目の「・」は、平成24年度契約業務については、7割で複数年契約を実施しました。2つ目の「・」。23年度の複数年契約業務を含めて、全体として複数年で実施している業務の割合は、全体の約8割で達成いたしました。おおよそ目標は達したものと私どもは理解しております。残りの2割については、工事量の変動が多いとか、用地測量については、地権者の相手のある話ですので、2か年という複数年でなかなか契約しづらいという特徴がありますので、この程度が大体評価できる数字ではないかと考えております。

その下の応札状況です。1者応札、複数応札が、単年度、複数年度契約でどう違うのかについてを比較させていただきました。まず1者応札については、一番下ですが、40%と40%で変わっておりません。複数応札についても、23年度と24年度で変わっていないということで、単年度と複数年度契約の違いで1者応札の状況は余り変わらないという結果にな

りました。ただ、引き続きこれは実施してまいりたいと考えております。

それから、一番最後の8ページ「平均落札率の状況」です。1つ目の横長の四角「全体における平均落札率」です。全体を通じて、23年度、一番右下のところでは、87%が、24年度86%で、若干1ポイント下がっております。その下の表で、1者応札だけを取り分けたときの平均落札率は、同じところを見てくださいと、23年度92%だったのが、93%。その下の表の複数応札における平均落札率は、23年度が83%に対して、24年度が81%で、若干の数字の違いはありますが、傾向は余り変わっていないということでございました。1者応札は、先ほど、地域性というお話もさせていただきました。そもそも、なかなか手を挙げづらいところもあって、こういうふうに落札率に差がついていると思われま

以上が、24年度4月期の契約状況での私どもの分析の結果でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました入札結果報告について、御意見・御質問をお願いいたします。

○逢見専門委員 本件は、導入の経緯から言って、弘済会がこれまで独占的に受注してきたということで、その競争性・透明性をいかに高めるかということの評価になると思いますが、まだ2年目ですので、こういうのは3年、5年見てみないと、全体的な傾向は読めないとは思いますが、23年と24年の比較でいけば、JVなり、あるいは民間の受注割合が増加しつつあるという傾向は、当初ねらっていたことから言えば、よい方向だと思います。

ただ、1者応札がまだ多いというのがあって、発注者支援業務はその中では比較的まだ民間参入が少しずつ増えているのでしようけれども、それ以外のところが、まだ民間にもそれだけの力がないのかもしれないし、あと、地域別に見ると、業者が少ないところもあるということで、そこは少しずつ見ていくしかないかと思いますが、こういう傾向で推移していることなので、今後も透明性の確保、競争性の確保という点について注意しつつ、この動向を見ていきたいと思っております。

○宮崎専門委員 資料の4ページの7.の【応札状況】の複数年か単年度かありますが、この表ですけれども、H23の1者応札ですと、312件と258件を足して570件、24年度だと、117件と257件を足して374件となりますので、複数応札のH24ですと211件と356件足して567件となっておりますので、H23は495件と356件を足すと、568ではなく851ではないか。ちょっと縦と横が合わないので、多分、複数応札の比率が結論だけちょっと変わると思います。

○勢田室長 申し訳ございません。

○宮崎専門委員 これは単純な数字の差ですので、訂正いただければいいと思います。

○勢田室長 わかりました。この表そのものは、その下にコメントが書いてございまして、単年度契約と複数年度契約の違いの差を比較しましたので、そういう意味では確かに合計の間違いがあって、ここを直させていただきますが、上の単年度・複数年度の23年度と24年度がどうかというところが一番のみそかなと思います。その数字そのものは変わらないのですね。間違いは件数だけですので、もう一度確認させていただきますが、傾向は変わ

らないと思います。失礼いたしました。

○宮崎専門委員 あと、単純にもう一点質問ですけれども、添付いただいている契約期間の区分という欄があって、2年国債、3年国債と、「国債」と書かれているのは、何か理由があるのかを教えてくださいたいと思います。

○勢田室長 2年国債というのは、2か年にまたがって一本の業務で発注したものです。3年国債は、3か年にまたがってというものです。徐々に3か年国債を増やしていきたいと考えております。

○宮崎専門委員 「国債」とされているのは何ですか。

○勢田室長 複数年度契約です。

○宮崎専門委員 複数年度契約のことですか。

○勢田室長 そういうことでございます。

○小林副主査 ほかにいかがですか。

よろしいですか。

それでは、ヒアリングはこれまでとさせていただきたいと思います。

まだ2年目ですので、これからも推移を見ながら、先ほど逢見委員からもありましており、よりよい競争入札に向けて検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

(国土交通省担当者入れ替え)

○小林副主査 それでは、続きまして、国土交通省の「港湾、空港における発注者支援業務」の入札結果報告についてヒアリングを行います。まずは、入札結果について、国土交通省港湾局技術企画課大脇課長より御説明をお願いしたいと思います。御説明は10分程度でお願いいたします。

○大脇課長 港湾、空港における発注者支援業務については、事業仕分けの第2弾での御指摘を踏まえ、今年度から市場化テストの対象として、複数年度契約を導入したところでございます。前回、3月23日だったと思いますが、平成24年度の入札公告段階における発注状況について御報告を申し上げたところでありますが、今回、4月までに契約した状況について、23年度と24年度の比較の数字を御用意しましたので、この内容について御説明を申し上げます。

詳しくは担当から御説明申し上げますけれども、契約の結果を概括申し上げますと、後ほど出てきますSCOPEと呼んでおります財団法人港湾空港建設技術サービスセンターと民間とのジョイントベンチャー(JV)による受注の割合が約1.5倍に増加をしております。この結果、SCOPEのJVのシェアも含めて受注比率が、23年度の58%から24年度は55%に低下しております。一方で、競争性の確保という観点からは、1業務当たりの平均応札件数が減少、1者応札率が上昇という状況でございまして、必ずしも改善されているとは言い難い状況でございます。この点については、今後、ヒアリング等によってより究明していく必要があると考えておりますけれども、この委員会の御意見も踏まえながら、競争性の高い

仕組みに改善していきたいと思っております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。  
○奥田建設企画室長 それでは、資料に基づきまして、私、奥田から状況を御説明したいと思っております。資料6でございます。

今回は、平成23年と24年の比較を、4月中に契約に至ったもの、といっても、これは大部分契約できたと思っておりますけれども、この比較のデータをとりそろえてございます。一件一件の状況は、一番最後のページで契約案件ごとに状況を示したものをつけさせていただいております。これは、前回、業務量がどうなっているかということでお出しした資料の一番右端に、応札の数とか、結果としてどこが契約をしたかという情報をつけさせていただいております。これを集計したものがこの資料になります。

1 ページです。「2. 平成24年度の契約等の傾向」の契約の状況についてですが、平成23年度と平成24年度の件数はほぼ一緒で141件と142件です。ただし、金額で見ますと、1.06倍。件数よりはやや増えてございます。これについては、平成23年度は、契約当初時点で、震災対応分が見えておりませんので、後に追加変更、大体1割増ぐらいになっていると思いますが、この分が入ってないもの。それに対して平成24年度は、震災対応の分の業務が見えておりますので、当初からその分が入っていると、こういったところがあって微増になっていると、このように御理解いただければよろしいかと思っております。

契約ベースでの状況は、「3. 契約相手別の受注割合状況」です。まず「①件数ベース」で見まして、全体の契約件数141件もしくは142件のうち、公益法人が単独で契約したものが52%から48%に減少、JVの契約分が13%から20%で増加という状況。これを金額で見ますと、「②金額ベース」ですが、SCOPE単独とJVのものと民間という3段の表にしてございます。これでいきますと、JVの契約が増えているのはおわかりいただけるのですが、参考までSCOPEの持ち分比率をもって、完全にSCOPEと民間の分に振り分けさせていただいたデータを一番下の表につけさせていただいております。ですから、正確に言って、SCOPEの業務分担率が、全体で言うと、平成23年度58%から若干ですが平成24年度55%まで減少したというこの分は少し前進しているという状況です。2ページに行っていただきたいと思っております。

残念ながら、「4. 競争性の改善状況」という意味ではむしろ後退している部分もあるという報告でございます。まず応札の数です。これはSCOPEが1者応札しているような状況も全部含めて、全体の平均値でございます。昨年度の全体平均で1業務あたり1.6者応札したものが、今回、全体平均で1業務あたり1.4者ですから、1業務あたりの平均応札件数は低下をしております。今回初めて複数年度契約を導入いたしましたので、単年度と複数年度に分けて表示しますと、残念ながら、こちら複数年度の方が若干少ないですが、平成24年度の単年度契約の平均応札件数1.4者に対して複数年度契約の平均応札件数は1.3者という状況になってございます。

「②1者応札の割合」です。こちらは件数と金額で表示をさせていただいておりますが、どちらもむしろ1割増という形になってございますので、1者応札は残念ですが増えた

いう状況でございます。その下の表、左に細長い表と右に横長の表がございます。横長の表を先にごらんいただきますと、発注者支援業務の中に業務の種別を前回も御説明させていただきましたが、その業務の内容、上の段が個別に発注したもの、下の段がロットの関係もあるので業務を組み合わせて、①（発注補助業務）＋③（監督補助業務）とか、①（発注補助業務）＋④（品質監視補助及び施工状況確認補助業務）とかまとめたものでございます。現場の監督補助業務をやる③については、既に民間参入は出ておりますので、大部分民間が受注しておりますので、こちらは1者応札率が低い。ここでも1者応札と出ているものは、民間による1者応札もございますので、そういったものがパーセンテージとして出ている。それ以外の業務については、残念ながら、まだ相変わらず公益法人の1者応札が高いと、こういう状況でございます。

下の方のその他（組み合わせ業務）で発注をしているものについては、かなり民間の参入が出て、1者応札の比率で言うと低くなってはおりますが、相対的には、平成23年度に比べ、平成24年度は上がっているものが多い。

左の欄、「1者応札の地域別状況」ですが、相対的に平成23年度から平成24年度は上がっているのですが、1つ特徴として言えるのは、九州については、1者応札の比率は低くなってはおりますが、九州地域ではこの業務に民間の参入は比較的出てきていることは、結果として御報告できると思っております。

3ページ「5. 民間の参入状況」です。SCOPE、公益法人が単独で契約しているものは別として、民間が契約したもの、これはJVで契約したものも含んでおりますけれども、これに着目をしますと、民間企業が契約をしている企業数を数えますと、前回18企業が契約しているところを今回は15企業が契約となり、契約した企業数についても減少しています。民間企業だけを見た場合の1業務あたりの平均応札件数ですと、先ほどの2ページ「4. 競争性の改善状況 ①1業務あたりの平均応札件数」の全体よりはやや高くなりまして、民間企業の1業務あたりの平均応札件数は全体平均で1.7者です。ただし、昨年度の全体平均2.1者よりは下がっているという状況です。

「6. JVの参入状況」は、JVの契約件数は増加しておりますので、平成23年度に比べ件数で1.47倍。どの業務でJVが構成されているかというところは、ほとんど④（品質監視補助及び施工状況確認補助業務）、あるいは、その他（組み合わせ業務）ということになってはおりますが、これは前回も申し上げましたけれども、現場に出ただく業務については、比較的民間の方も取りやすいと申し上げましたけれども、SCOPEも、この現場系の中で民間と手を組んで民間への技術移転を図る姿勢がここでちょっと見えるのかなと思っております。

3ページ下、「7. 複数年度業務の契約状況」です。複数年度を導入したことで、1者応札が複数年度の方が減少していくことを期待したわけですが、結果は、むしろ数字的にはちょっと逆の現象になっておるということでございます。

最後4ページでございます。こちらは落札率です。要するに、契約に至った者が予価に

対して何%で札を入れたかという数字でございまして。こちらは平成23年度と平成24年度で大きな変化は特にないと思っておりますのでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました入札結果報告について、御意見・御質問をお願いいたします。

○逢見専門委員 これも導入の経緯から言っても、競争性と公正性を高めるということで、特にSCOPEが独占的に受注していたものが、どのくらい競争性が高まってきたかということだと思います。それでいけば、契約については、比較的民間企業参入あるいはJVの比率が高くなっているということで、これは好ましい傾向だと思いますけれども、1者応札が逆に高くなっていることがあります。SCOPEに比べて、民間事業者がまだそれだけの力を蓄えてないということかと思っておりますので、1年だけでなく、3年、5年というタームで見えないといけないと思っておりますが、ちょっと意外だったのは、九州で1者応札率が低いのは、普通考えると、関東とか近畿とか大都市圏の方が1者応札の比率が下がるのかと思ったら、九州でというのは、何か思い当たる原因はありますか。

○奥田建設企画室長 正直に申し上げますと、ちょっとよくわからない現象かと思っております。なぜこういう状況になっているかと、実は、もう少し踏み込んで、できれば、例えば、資料はもらったけれども、応札されなかった、参加されなかった民間企業に直接ヒアリングをしてみるとか、そういったこともこれからやってみようとは思っているのですが、今から申し上げることは推測になりますけれども、実は、今回、応札された民間企業を見ると、平成23年度に初めて入札に参加されて、SCOPEと競争し、結果として受注できなかった民間企業は今回6～7社だと思いますけれども、入札に参加してこなかったという民間企業もおられます。いわゆるせつかく市場化テストで複数年度契約（2か年）というのを導入したのですが、昨年受注できなかったのが今回は遠慮するというようなタイミングになってしまった方もいらっしゃるのかなと思われるのが1点。

もう一点は、その状況にちょっと拍車をかけるのかもしれませんが、震災の方で、今、技術者が不足しているという状況がございまして、コンサルタントの中では、どういう業務にだれを充てていくかという優先順位を考える際に、どうしても目の前にやってくれませんかという仕事があれば、どんどんそっちに貼りつけていく状況で、港湾の場合、全国の中でもちょっと特殊な部分をやっておるものですから、技術者が少ないこともあって、貼りつけていくと、こっちに手が回らないみたいな状況もひょっとしたらあったのかなと今は思っております。もし、そうだとすれば、これは本当に推測の部分ですけれども、東京とか東北に近い方が出て行きやすいので、九州までそういうニーズが届きにくかったとすれば、相対的には九州の方がひょっとしたら新しい業務に出やすかったというのがあるのかもしれない。これはちょっと推測です。なぜ九州がと言われて、思いつくことがあるとすればそのような状況が考えられるのではと思っております。○宮崎専門委員 先ほど

と同じですが、3ページの7.の表で、全契約数が142件となっておりますので、複数応札の縦計が多分35件だったと思うのです。パーセントが25%だと思います。1者応札の平成24年度の合計が107件で、複数応札は92件ではなく、多分、合計が35件だと思います。内訳の27件と8件はそのままいいと思います。

○奥田建設企画室長 失礼しました。おっしゃるとおりでございます。

○小林副主査 そこは訂正をお願いいたします。

それでは、今、逢見委員から御指摘があったとおり、いろいろ分析をしていただいて、先ほどおっしゃったとおり、前は応札したけれども、応札しなかった企業にもヒアリング等をしていただいて、分析をしていただくといいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、「港湾、空港における発注者支援業務」の入札結果報告に関するヒアリングは、これまでとさせていただきたいと思います。

国土交通省におかれましては、今回の結果を十分に分析していただきまして、次回以降の民間競争入札に向けて、鋭意、検討をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○大脇課長 どうもありがとうございました。